

第六十二号議案

箕面市企業立地の促進に関する条例改正の件

箕面市企業立地の促進に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年六月一日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市企業立地の促進に関する条例の一部を改正する条例

箕面市企業立地の促進に関する条例（平成二十五年箕面市条例第十六号）の一部を次のように改正する。

「第四章 森町西

第一節 特例

第二節 その

第五章 雑則（

目次中「第四章 雑則（第二十九条―第三十一条）」を

地区

措置の対象地区（第二十九条）

に改める。

他事業の特例措置等（第三十条―第三十四条）

第三十五条―第三十七条）

第四章中第三十一条を第三十七条とし、第三十条を第三十六条とし、第

二十九条を第三十五条とし、同章を第五章とする。

第三章の次に次の一章を加える。

第四章 森町西地区

第一節 特例措置の対象地区

（対象地区）

第二十九条 次節に規定する特例措置（以下この章において「特例措置」

という。)の対象となる地区は、森町西地区(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。))の規定により告示された北部大阪都市計画特別用途地区において定める広域誘致施設地区(箕面森町地区)の区域をいう。以下同じ。)とする。

第二節 その他事業の特例措置等

(事業計画の認定に係る地区の特例)

第三十条 市長は、森町西地区におけるその他事業の事業計画の認定に当たっては、第四条第一項第三号に掲げるもののほか、当該認定の申請をした法人が地域との共生又は環境との共生を積極的に推進するものとして規則に定める要件に適合するものでなければならぬ。

(特例措置の適用)

第三十一条 その他事業に係る特例措置は、第八条の規定により特例措置の決定を受けたその他事業法人が、森町西地区において行うものに限りに適用する。

(その他事業供用割合の決定)

第三十二条 次条の規定の適用を受けようとするその他事業法人に対しては、第十四条の規定を準用し、その他事業供用割合を決定するものとする。

(特例措置の内容等)

第三十三条 その他事業法人が、前条の規定による決定を受けたときは、第十八条第二項の規定を準用し、当該決定を受けた固定資産に対して課される最初の五年度分の固定資産税額及び都市計画税額を算定する。

2 第十九条の規定は、その他事業法人について準用する。

(手続の特例)

第三十四条 固定資産税に係る特例措置の適用を受けようとするその他事業法人に対しては、第二十条第二項の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

箕面森町のまちづくりのコンセプトである環境との共生又は地域との共生に取り組む企業の立地を促進するため、本条例を改正するものである。

